

# 国保だより

№ . 1 0 1 (令和8年7月発行)

世田谷区の国民健康保険加入状況

(令和8年4月30日現在)

世帯数: 123,058世帯 / 被保険者数: 160,131人

世田谷区 国保・年金課 / 保険料収納課

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

区ホームページ <https://www.city.setagaya.lg.jp/>

FAX 03-5432-3038

Check  
01

## 国民健康保険料を決定しました

- 国民健康保険加入者の前年 (令和7年1月~12月) の所得をもとに、世帯単位で計算した保険料の納入通知書および納付書を **世帯主** へ送付します。
- 口座振替・特別徴収の世帯には納付書を送付しません。
- 既に国保を脱退した方にも納入通知書をお送りする場合があります。



区ホームページでさまざまな質問にお答えしています!



### 保険料が変更になることがあります!

- ① 前年の所得が変更
  - ② 加入・脱退・減免の届出
  - ③ 前年の所得が **未申告**
  - ④ 令和8年1月2日以降に転入し **所得が不明**
- ③・④の方は今回、**均等割額** のみの保険料となっています。

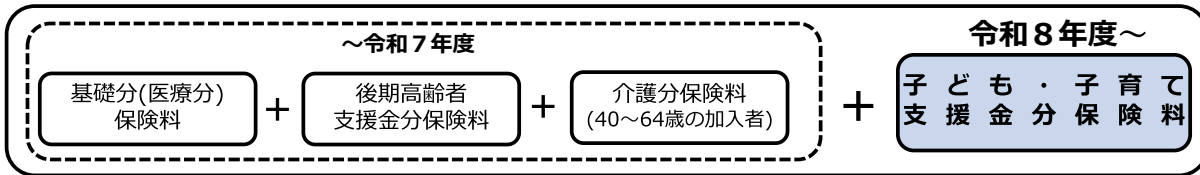
保険料が変更になった場合は、その都度納入通知書を送付します。

新しい納入通知書が届くまでは、今回お知らせした金額でお支払いください!

Check  
02

## 令和8年度より国民健康保険料に『子ども・子育て支援金分』が追加されました

- 国は令和8年度から、子どもや子育て世帯を社会全体で支える「子ども・子育て支援金制度」を創設しました。そのため令和8年度より、従来の保険料に加え、**子ども・子育て支援金分保険料**をお支払いいただきます。
- 18歳に達する日以降の3月31日までの間にある方は、子ども・子育て支援金分保険料のうち、**均等割額**の全額が軽減されます。



↑子ども・子育て支援金制度についてはこちら

### 他の健康保険に加入した場合は、国民健康保険脱退の届出が必要です

**国民健康保険脱退届** ※健康保険の資格取得日がわかる証明書のコピーを同封してお送りください。

住所	世田谷区		
世帯主氏名		電話番号	( )
脱退する方	氏名	氏名	
	昭・平・令 年 月 日生	昭・平・令 年 月 日生	
	氏名	氏名	
	昭・平・令 年 月 日生	昭・平・令 年 月 日生	

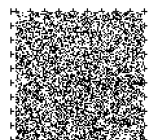
【郵送先】  
〒154-8504  
世田谷区世田谷4-21-27  
世田谷区 国保・年金課  
資格賦課 行

切り取り線

切り取り線



電子申請で届出をする場合は、左の二次元コードから申請画面へお進みください。届出に必要なものについては、国保のしおり8ページをご確認ください。



問い合わせ 国保・年金課 資格賦課 ☎ 03-5432-2331

# 国民健康保険料納入通知書の見方

●年度当初の納入通知書を、本紙と一緒に送っています。  
●2～4ページに関する問い合わせは、国保・年金課 資格賦課  
☎03-5432-2331

## Check 01 月ごとのお支払い金額

7～3月期の**9回払い**です（一括払いも可能です）。

**Point!**  
各月のお支払額は、  
**1か月分の保険料額と一致しません!**

例えば、令和8年4月から令和9年3月まで加入している世帯は12か月分を9回で納めて頂きます。したがって、各月の金額は**約1.33か月分**になります。

## Check 02 加入者ごとの保険料

- **加入期間**  
加入月に○または◎がついています。
- **賦課基準額**  
加入者別の賦課基準額を表示しています。前年の所得が**未申告**、または令和8年1月2日以降に転入し、**所得が不明**な場合は空欄です。
- **保険料**  
加入者別の保険料を表示しています。最高限度額世帯で加入者が2人以上の場合は、最高限度額をあん分した金額を表示しています。

## Check 03 保険料の計算方法

<p><b>I 基礎分保険料</b></p> <p>①所得割額</p> <p>加入者全員の賦課基準額合計 ※1 × <b>7.51%</b></p> <p>+</p> <p>②均等割額 ※2</p> <p>加入者数 × <b>47,600円</b></p> <p>最高限度額：67万円</p>	<p><b>II 後期高齢者支援金分保険料</b></p> <p>③所得割額</p> <p>加入者全員の賦課基準額合計 ※1 × <b>2.80%</b></p> <p>+</p> <p>④均等割額 ※2</p> <p>加入者数 × <b>17,600円</b></p> <p>最高限度額：26万円</p>	<p><b>III 介護分保険料 ※3</b></p> <p>⑤所得割額</p> <p>40～64歳の加入者全員の賦課基準額合計 ※1 × <b>2.43%</b></p> <p>+</p> <p>⑥均等割額 ※2</p> <p>40～64歳の加入者数 × <b>17,800円</b></p> <p>最高限度額：17万円</p>	<p><b>IV 子ども・子育て支援金分保険料 ※4</b></p> <p>⑦所得割額</p> <p>加入者全員の賦課基準額合計 ※1 × <b>0.27%</b></p> <p>+</p> <p>⑧均等割額 ※2 ※4</p> <p>18歳以上の加入者数 × <b>1,873円</b></p> <p>最高限度額：3万円</p>	<p><b>V 合計保険料</b></p> <p><b>年保険料</b> (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)</p> <p>最高限度額：113万円</p>
--	---	---	---	---

**賦課基準額 = 前年の所得額 - 基礎控除43万円**

前年の所得額 … 各種収入金額から必要経費等を差し引いた後の金額で、複数の所得がある場合はその合計額です。

基礎控除 … 住民税基礎控除43万円（所得額により控除額が異なる場合があります）のみ前年所得から差し引くことができます。  
※詳しくは国保のしおりP19をご確認ください。

※1 賦課基準額とは**所得割額を計算するもとなる金額**です。  
※2 未就学児（6歳に達する日以降の3月31日までの間にある方）の均等割額は**5割軽減**されます。  
※3 年度の途中で40歳になる方は40歳になる月（1日が誕生日の方はその前月分）分から、年度の途中で65歳になる方は65歳になる月の前月（1日が誕生日の方はその前々月分）分までが対象です。  
※4 こども（18歳に達する日以降の3月31日までの間にある方）の均等割額は**10割軽減**されます。

**Check 02**  
月数が12月に満たない場合、①～⑧で算出した額に **⑨～⑫の月数 / 12か月** を乗じた額をお支払い頂きます。

## 例 世田谷区国民健康保険料納入通知書

世田谷 太郎 様 世田谷 区 長

納付義務者である世帯主あてに送付しています。  
世帯主が国保加入者でない場合（社会保険に加入している方や75歳以上の方など）はお名前下に『国保に加入しているのはご家族の方です。』と表示されます。

お問い合わせの際は『記号番号』をお伝えください

記号番号 12 - 〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇

1 世帯の保険料は、次のとおりです。（令和8年度相当分）

Check 03	均等割軽減	基礎分（医療分）保険料		後期高齢者支援金分保険料		介護分保険料（40歳から64歳までの方に賦課）		子育て分保険料		年保険料
		賦課基準額	①所得割額	賦課基準額	③所得割額	賦課基準額	⑤所得割額	賦課基準額	⑦所得割額	
前回										
増減										
今回の通知内容		4,500,000円	① 337,950円	4,500,000円	③ 126,000円	3,150,000円	⑤ 76,545円	4,500,000円	⑦ 12,150円	737,191円
		3人	② 119,000円	3人	④ 44,000円	1人	⑥ 17,800円	3人	⑧ 3,746円	

2 各期のお支払い保険料は、次のとおりです（令和8年度賦課分）  
【普通徴収】（納付書または口座振替によるお支払い分）

	前回	今回	お支払い済みの保険料	納めていた保険料	納期限
4月期	Check 01				
5月期	Check 01				
6月期	Check 01				
7月期		81,991		81,991	7月31日
8月期		81,900		81,900	8月31日
9月期		81,900		81,900	9月30日
10月期		81,900		81,900	11月2日
11月期		81,900		81,900	11月30日
12月期		81,900		81,900	1月4日
1月期		81,900		81,900	2月1日
2月期		81,900		81,900	3月1日
3月期		81,900		81,900	3月31日
合計		737,191		737,191	

Check 04

【特別徴収】（年金からの天引き分）

	前回	今回
4月期		
6月期		
8月期		
10月期		
12月期		
2月期		
合計		

・特別徴収義務者  
・特別徴収対象年金  
・来年度前半の特別徴収金額（仮徴収）

4月期	
6月期	
8月期	

3 世帯で国民健康保険に加入している方の保険料の個人別内訳と加入期間は、次のとおりです。（金額の単位：円）

Check 02	国保加入者氏名	加入期間	所得割の算出基礎額 令和8年度賦課基準額	保険料	基礎分（医療分）		後期高齢者支援金分		介護分		子育て分	
					⑨月数	年保険料	⑩月数	年保険料	⑪月数	年保険料	⑫月数	年保険料
	世田谷 太郎	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	3,150,000	494,688	12	284,165	12	105,800	12	94,345	12	10,378
	世田谷 花子	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	1,350,000	209,903	12	148,985	12	55,400	0	0	12	5,518
	世田谷 次郎	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	0#	32,600	12	23,800	12	8,800	0	0	12	0

◎ 加入期間（介護分を含む） \* 特例対象被保険者等（非自発的失業者）の保険料軽減制度適用後の額を表示  
○ 加入期間（介護分を含まない） # 右の保険料欄は未就学児の均等割額軽減制度適用後の額を表示

## Check 04 特別徴収（年金からの天引き）

【特別徴収】の欄に金額が記載されている世帯は、特別徴収の対象です。ただし、下記1～3の条件**すべてに該当**する方が対象となります。

- 条件1 世帯主が国保加入者かつ加入者全員が**65～74歳**
- 条件2 世帯主が年額**18万円以上**の公的年金を受給
- 条件3 世帯主の介護保険料と世帯の国保料の合計が世帯主の公的年金受給額の**1/2**を超えない。

**Point!**  
令和9年4・6・8月期の保険料は令和9年2月と同額を年金から天引きします（仮徴収）。世帯主が令和9年10月までに75歳になる世帯は仮徴収しません。  
仮徴収した金額は令和9年度の保険料に充当します。

特別徴収（年金からの天引き）▶

## 今年度75歳になる方へ

75歳になると自動的に**後期高齢者医療制度**へ移行します。**加入の届出は不要**です。75歳の誕生月の前月に制度に関するお知らせをお送りします。

**ご注意ください**  
75歳の誕生月から保険料を計算します。同じ世帯に引き続き国保加入者がいる場合、お支払い時期が重なります。口座振替を希望する方は改めてお手続きが必要です（国保の口座情報の引継ぎはできません）。

問い合わせ  
国保・年金課 後期高齢者医療 ☎03-5432-2390



# 保険料の軽減・減免制度

## 申請が不要な制度

### 均等割額の軽減

世帯主と国保加入者全員（旧国保被保険者※1を含む）の前年（令和7年）中の所得の合計が、下表の基準額以下の世帯は、均等割額を軽減します。ただし、**所得の申告が必要**です！

軽減割合	世帯の軽減基準額
7割	43万円 + 10万円 × (給与所得者等※2の数 - 1)
5割	43万円 + 31万円 × 被保険者数と旧国保被保険者数※1 + 10万円 × (給与所得者等※2の数 - 1)
2割	43万円 + 57万円 × 被保険者数と旧国保被保険者数※1 + 10万円 × (給与所得者等※2の数 - 1)

◆ 軽減の基準日は令和8年4月1日（新規加入世帯は国保の資格を得た日）。下線部分は給与所得者等が2人以上の場合に適用。

※1 国保から後期高齢者医療制度へ移行された後も、引き続き国保加入者と同じ世帯にいる方

※2 一定の給与または公的年金等の収入がある方

### 未就学児の均等割額の軽減

未就学児（6歳に達する日以降の3月31日までの間にある方）の均等割額を5割軽減します。

- 均等割額の軽減判定や保険料の計算は前年の所得をもとに行います。所得の申告が済んでいない世帯主と国保加入者の方は、**所得の申告（確定申告または住民税の申告）をお願いします**。ただし、税法上で扶養されている方、収入が給与や年金のみで勤務先や年金機構から支払報告書が提出されている方は、原則申告は必要はありません。



- 収入がない場合でも、**令和8年1月1日現在お住まいの自治体に住民税の申告**をしてください。

## 申請が**必要**な制度

### 非自発的失業者（解雇や雇止めによる失業の方）

対象者	次の①②のいずれにも該当する方 ①離職時に65歳未満の方 ②雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知に記載された離職理由が次の方 【特定受給資格者】11・12・21・22・31・32 【特定理由離職者】23・33・34
軽減期間	離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末まで（離職日の翌日の属する年度と翌年度）
軽減内容	対象者の前年の給与所得を30/100とみなして保険料を計算
必要書類	雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知
申請方法	国保・年金課窓口、郵送、電子申請

### 産前産後期間の免除

対象者	令和5年11月1日以降に出産予定の方・出産された方 ※「出産」とは、妊娠85日以上の分娩をいいます（死産・流産・早産及び人工中絶の場合も対象）
免除期間	出産（予定）日が属する月の前月（多胎妊娠の場合は3か月前）から出産（予定日）が属する月の翌々月までの計4か月間（多胎妊娠の場合は計6か月間）
必要書類	母子健康手帳または医療機関が発行した証明書等
申請方法	国保・年金課窓口または郵送

### 旧被扶養者の減免制度

会社の健康保険等（国保組合を除きます）から後期高齢者医療制度に移行した方に扶養されていた65歳以上の方が対象です。所得割額は全額免除。均等割額は加入から2年を経過する月まで5割軽減します。

※ 医療費の一部負担金減免などについては、国保のしおり53ページをご確認ください。

## 保険料のお支払いは

原則**口座振替**でお願いします ※特別徴収（年金天引き）の方を除く

便利です！

- ✓ 口座振替なら、毎月の支払いの手間が省け納め忘れがありません！
- ✓ 還付金も自動で振り込まれ安心です。
- ✓ 毎年12月に「口座振替済通知書（兼領収証書）」でその年の振替済額を通知します。

### 口座振替の申し込み方法

オススメ！

**01** Web口座振替受付  
サービスを利用した登録

**02** 口座振替依頼書  
による登録

**03** 保険料収納課窓口にて  
キャッシュカードで登録

### 口座振替新規登録キャンペーン実施中！

令和8年  
9月1日まで！



口座振替を新規でお申込みの方を対象に、抽選で300世帯に

せたがやPay **3,000** ポイントをプレゼント！

Webからの口座登録、その他口座登録方法の詳細、口座振替新規登録キャンペーン詳細はこちらから▶



口座振替以外の納付方法（納付書でのお支払い）は区ホームページをご確認ください



◀各窓口、電子マネー等でのお支払い



◀クレジットカードでのお支払い

問い合わせ

保険料収納課

収納係

☎ 03 - 5432 - 2339

## 保険料は

## 納期限内にお支払ください

保険料は国民健康保険制度運営の大切な財源です。

### ⚠️ 保険料を納めないと…

- ✓ 延滞金が保険料額に加算されます。
- ✓ 財産（預貯金・給与・生命保険等）の差押えの対象となります。
- ✓ 医療費が全額自己負担になる場合があります。

詳細はこちらから



納付が困難な方はご相談ください。

問い合わせ

保険料収納課

徴収推進

☎ 03 - 5432 - 2343

## 保険料以外で

## お困りごとがある方へ



お金のこと、仕事のこと、こころの健康など、お困りごとはありませんか？  
世田谷区では、身近な相談窓口を紹介しています。解決への糸口を一緒にみつめましょう。

身近な  
相談窓口一覧



区の手続きや施設・イベント案内は **せたがやコール** 午前8時～午後9時（年中無休） ☎ 5432-3333 FAX 5432-3100

ご確認ください

## 8月は各証の更新月です

Check

### 高齢受給者証（70～74歳の方） 申請不要

令和8年8月1日から使える高齢受給者証を7月下旬に世帯主へ順次郵送します（普通郵便）。自動的に更新されますので申請は不要です。

詳細はこちらから



問い合わせ 国保・年金課 資格賦課 ☎ 03 - 5432 - 2331

Check

### 限度額適用認定証（高額な医療費がかかる時） 一部申請必要

「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」（住民税非課税世帯の方）を医療機関の窓口へ提示すると、保険適用分の一部負担金が自己負担限度額までとなります。また、各証の有効期限は7月31日です。8月以降も証が必要な方や、新規に必要な方は申請をしてください。

なお、マイナ保険証をご利用いただくと、限度額適用認定証がなくても自己負担限度額までとなります（上記の申請も不要です）。ただし、保険料の支払いが滞っている場合は、交付やマイナ保険証での確認ができない場合があります。

※自己負担限度額は令和8年8月に改正されます。詳細については下記二次元コードからご確認ください。

69歳までの方▶



70～74歳までの方▶



## Q & A ~よくあるご質問~

Q 申請は国保・年金課窓口以外でもできますか？

A 国保・年金課窓口か、郵送で手続きができます。  
各総合支所くみん窓口、出張所、まちづくりセンターでは申請できません。

Q 「限度額適用認定証」は必ず申請する必要がありますか？

A 入院・手術等で医療費が高額になる場合、予め証を提示すれば窓口負担が自己負担限度額までとなります。医療費が高額にならない場合等は必ずしも申請が必要なわけではありません。

Q 所得の申告をしていない場合はどうなりますか？

A 未申告の方が世帯にいる場合は、最も高い限度額が適用されます。申告内容を反映した証の交付には最長2週間程度のお時間をいただきます（特定疾病療養受療証も同様）。

問い合わせ 国保・年金課 保険給付 ☎ 03 - 5432 - 2349



Point!

## マイナ保険証をご利用ください！



- ✓ 本人が医療情報の提供に同意すると、限度額適用認定証がなくてもお支払いが自己負担限度額までとなります（保険料に滞納がある場合や住民税未申告の方は除く）。
- ✓ 過去のお薬情報や健康診断の結果をみられるようになり、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることが出来ます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうことも出来ます。



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

マイナンバー総合  
フリーダイヤル

0120-95-0178

受付時間 平日：9時30分～20時00分  
(年末年始を除く) 土日祝：9時30分～17時30分